

令和2年8月21日

学生・教職員各位

## 新型コロナウイルス危機対策本部

### 課外活動の一部再開等について

課外活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学業と両立する範囲で学生が参加することは有意義です。このため課外活動に臨むうえで、別添の「団体活動にあたっての留意事項」(以下「留意事項」という。)を厳守することを大前提として、一部再開することを認めました。

今回のクラスター発生について調査した結果、学生有志(公認サークルに属する学生を含む)のグループが学外の行事に参加したこと及び会食を行ったことが感染の要因となることが分かりました。このことをふまえ各学生団体代表者には、再開が認められた団体の構成員に対して改めて留意事項を厳守し、気を引き締めて活動に臨むよう通知いたしました。学生・教職員におかれましては、留意事項を参考にされて十分ご留意願います。

学生が課外活動に参加することは有意義であり、活動に臨むうえでの留意事項の厳守について、今回改めて通知したことから本学の行動指針のうち段階「3 制限(中)」の『学生の課外活動』について、以下のとおり変更することといたしました。

#### 【現状】

各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。

#### 【変更後】

原則として、各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。

上記内容をふまえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針を変更しておりますので、ご確認願います

## 団体活動にあたっての留意事項

本学や他大学において、課外活動中・活動後の会食などの団体行動において感染者や濃厚接触者が発生するなど、新型コロナウイルス感染リスクは依然厳しい状況です。

活動再開にあたっては、下記事項を留意のうえ、気を引き締めて活動を行ってください。

○「課外活動の一部再開について（7月20日付け通知）」の他、「各競技団体等の感染症防止ガイドライン」、「貴団体の活動計画」を厳守すること。また、一部改訂した「本留意事項」と併せ、改めて、貴団体学生全員への説明、周知を徹底すること。

○活動前に、参加者の検温を行い、活動記録・参加者名簿（別添）を下記のとおり提出した上で活動を行うこと。

伊都キャンパス内課外施設で活動する場合・・・検温器貸出場所の管理人室に提出上記以外で活動する場合・・・ファイル共有システム Proself にて提出（URL は上記様式に記載、ファイル名は、「202008XX（活動日）活動記録・参加者名簿〇〇部」とすること）

○会食による感染者・濃厚接触者が多数発生しており、団体でのクラスター発生を避けることから、課外活動後は速やかに解散することとし、団体（一部有志の場合を含む。）による会食等は自粛すること。

○移動の際の感染リスクが高いことから、マスクの着用や現地集合・現地解散をするなど各団体で対策を徹底すること。また、相乗りした車で移動する際は窓を開けること。

○万が一、感染または感染の恐れが生じた場合には、直ちに所属部局及び団体代表者に連絡すること。

○感染拡大防止を目的として開発された新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録・活用を必須とし、課外活動再開前に代表者が確認し、COCOA 登録済みであることを追記の上、改めて部員名簿を提出すること。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和2年8月21日現在

段階	区分	研究活動	授業	学生の課外活動	事務体制	学外者のキャンパス訪問
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を継続して行うことができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮を各学生(団体)に求めた上で課外活動を許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、学外者の訪問に対応します。
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、教員・研究員・学生等の研究スタッフ(以下「研究室関係者」という)は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。	原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。
3	制限(中)	現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。	原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	<b>原則として、各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。</b>	大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。	本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。
4	制限(大)	以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者 ②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者 ③その他自宅では対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者 ②業務システム(会計システム、人事給与システム等)を用いた重要かつ緊急の業務を行う者 ③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者	本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	立ち入りを禁止します。

※ 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先します。

※ 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。